令和７年度学校教育計画の様式の主な追加・変更点並びに留意点

➢ 今年度の主な追加・変更点並びに留意点は以下のとおりです。

■　１点目（変更点）

　３　学校運営諸表　（４）　幼稚園、保育所、認定こども園との連携　　※小・義務教育学校のみ

・　 連携窓口（担当者）の「あり・なし」を選択し、「あり」の場合は、（　　）内に役職を記載する。

・ 令和６年１０月付け「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会」最終報告において求められている、幼保小の架け橋プログラムの更なる推進に向けて、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き」（文部科学省）に示されている「連携窓口（担当者）」を明らかにする。

■　２点目（留意点）

　４　教育課程の編成　（７）　宿泊を伴う学校行事（小学校は（６））

・ 　「行先」の記載について、時系列に都道府県名を記載する。宿泊研修で行先が一箇所の場合は、施設名等を具体的に記載する。

* 「往復乗物」の記載について、複数の乗物を使用する場合は、時系列に記載する。

■　３点目（変更点）

　５　令和６年度の実態　（４）　予定されていた宿泊を伴う学校行事について

・　削除

・　「宿泊を伴う学校行事について」として、実施した内容を記載する。

■　４点目（変更点）

　５　令和６年度の実態　（５）　予定されていた運動会（体育祭）について

　　・　削除

引き続き以下について留意すること

■　教育課程の編成・実施について

　　・ 　学校教育法施行規則（昭和２２年度文部省令第１１号）別表第一、別表第二に定める標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成・実施している学校が一定数あることが明らかになった。そのため、以下の（１）から（３）の点に留意すること。

　　　（１）　各学校においては、児童生徒の実態を踏まえつつ、各学校の指導体制に見合った授業時数を設定する必要があること。（抜粋）

　　　（２）　災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないこと。（抜粋）

　　　（３）　教育課程の編成・実施に当たっては、学校における働き方改革にも配慮した対応を検討することが重要であること。

→　 令和５年４月２１日付け事務連絡「令和４年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」の結果について（周知）」（文部科学省）より。